

## 第4章 景観形成

### 1. 景観形成の目標

#### (1) 基本理念と将来像

- ◇今後の本市のまちづくりは、「魅力がいっぱい 人が集まる パワフル ゆくはし」を将来都市像として、多様な特産物と特色ある地域文化・歴史文化を生かして、人・物・情報が集まり賑わう活力あるゆくはしの実現を目指すこととしています。
- ◇本市の景観を考えるにあたっては、懐かしさや風情、魅力、癒し、活力など景観が持つ個性を認識し、単に風景がそこに存在するだけではなく、「守り・育て・直し、創る」といった人との関わりや調和の中に存在することも前提とします。したがって、優れた景観をつくり出すためには市民と行政の協働によるたゆまない努力の積み重ねが不可欠となります。
- ◇本市の大小さまざまな河川やため池、海岸、山地、田園などの「自然環境」、人との関わりに密接に関係する「歴史的・文化的資源」、市民の交流や活力が感じられる「まちなみ」をキーワードとして、以下に三つの基本理念と本計画の将来像を掲げます。

#### ■基本理念

##### ○豊かな自然環境と調和する景観

本市は、後背の平尾台へ連なる山地・丘陵地や大小 26 の河川、周防灘に面した海岸など、豊かな緑と水に恵まれた自然環境を有しています。このような自然環境は、本市の風土の基礎であり、これらと調和した景観を形成する必要があります。

##### ○伝統ある歴史的・文化的資源を守り風情ある景観

本市は、有形・無形・埋蔵文化財、神社仏閣や明治・大正・昭和期の歴史的・文化的建築物などが多く残っています。これらの歴史的・文化的資源には、時代を経た樹林や樹木などの存在により、建物空間のみに留まらず豊かな緑の景観としても重要なものが見られます。これらの資源を守りつつ、風情ある景観を形成する必要があります。

##### ○自然と共生した快適で魅力あるまちなみ景観

本市は、北九州都市圏の中核都市として、また、京築地区の交流拠点としてこれまで市街地、住宅地、幹線道路、公園などの都市施設の発展・蓄積が見られてきました。今後もさらに自然との共生により都市の質を向上させ、さらに快適性を高め、魅力あるまちなみ景観を形成する必要があります。

#### ■将来像

**緑と水、心癒す風景と交流を育む魅力あるまち『ゆくはし』**

## (2) 基本目標

◇ここでは、将来像の実現のために取り組む景観形成の基本目標を以下に示します。

### ■基本目標

#### ① 緑のやまなみや水辺、田園等の自然風景と調和した景観づくり

平尾台へ続く遠景の緑のやまなみや丘陵地、広がりを見せる田園、市内をゆったりと縦貫して流れる河川、砂浜に穏やかな波が打ち寄せる海岸線など、本市の地形条件が風景の源となって、自然環境の豊かさを感じ取ることができます。環境と共生する本市の景観の基礎としてこれらの風景を守り・育て・直し、創る景観づくりを進めます。

- 四季の表情を見せ、ランドマーク的存在であり、景観資源の背景となる平尾台等のやまなみ景観の保全
- 自然公園地域における生態系と風致の保全・保護
- 多様な生き物の生息・生育地となる海岸地域や河川、ため池などの生態系の保全と水辺景観の保全
- 親水機能を高めた多自然型水辺空間の創出
- 河畔道路と一体となった連続性のある緑と水の豊かな河川景観の形成
- 農業施策の推進による田園風景や里山景観の保全
- 海岸地域の観光・交流資源を活かした観光地形成の促進と良好な海辺景観の形成

#### ② 歴史・文化を守り・育み・伝える風情ある景観づくり

神社仏閣は古くから地域の中心として重要な景観を育んできました。市内には旧飴屋門や旧百三十銀行など京築地区の中核として商業活動の歴史を感じることができる遺産が多く存在し、ゆとりある往時の雰囲気を残しています。また、今井祇園行事や神楽など地区に伝わる祭礼文化は、培われてきた地域の営みを今日に伝える貴重な文化の景観です。豊かなこれらの歴史的資源や文化的資源を重要な景観資源として守り・育み・伝え、風情ある景観づくりを進めます。

- 歴史・文化的景観資源の保全と回遊性を考慮した活用による個性的な景観の形成
- 赤煉瓦塀等を活かした個性ある住宅地沿道景観の形成
- 小京都の風情を残す歴史的まちなみ景観の形成
- 祭礼文化の舞台となる地区における文化の継承と伝統的な祭り風景の保全

#### ③ 個性ある交流拠点都市の活力と自然が共生した魅力あるまちなみ景観づくり

本市には、交流拠点都市としての顔と安心した市民生活の場とが重層化し、言い換えれば、非日常と日常の二つの視点が存在することとなります。商店街活性化などの産業活動の活発化や安心と落ち着きのある住宅地の形成など、これらの視点の共通点や相違点を整理しつつ、市民と行政の協働による快適で魅力あるまちなみ景観づくりを進めます。

- 中心市街地の商業活性化と賑わいのある魅力的なまちなみ景観の形成
- 交流拠点の玄関口である駅西側市街地から遠景の山々が眺望可能なまちなみ景観の形成
- 沿道景観を阻害している電柱や屋外広告・看板等の整序による良好なまちなみ景観の形成
- 規模や位置により景観を阻害することが懸念される太陽光発電設備について、地域の良好な景観資源への近接を避けるとともに、沿道修景に配慮したまちなみ景観の形成
- 公共施設の緑豊かな景観の形成
- 落ち着きのある住宅地まちなみ景観の形成
- 街路樹やサインなど交流基盤や玄関口となる道路の良好な沿道景観の形成

## 2. 良好な景観の形成に関する方針

### (1) 景観計画区域の設定

◇景観計画区域は、景観法第8条第1項に定められた、景観計画の対象となる区域のことを言います。景観計画区域となりうるのは、都市、農山村、その他市街地又は集落を形成している地域で、以下の条件のいずれかに適合する区域です。

#### ■景観計画区域の設定条件

- ①現にある良好な景観を保全する必要がある土地の区域
- ②地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要がある土地の区域
- ③地域間の交流の拠点となる土地の区域であって、交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があるもの
- ④住宅市街地の整備等が行われ、新たに良好な景観を創出する必要があるもの
- ⑤地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがある土地の区域

◇景観計画区域内で建築物の建築又は外観を変更する修繕等や色彩の変更を行おうとする場合は、あらかじめ景観行政団体の長への届け出が義務付けられます。また、計画の内容が景観計画に適合していない場合、景観行政団体の長は設計の変更等を勧告することができます。さらに、特定届出対象行為に関しては変更命令を出すこともできます。

◇景観計画は、地域の特性に即して策定されることが大前提となっており、景観計画区域や区域内に定める基準の内容も各地域の特性に応じて運用する必要があります。

◇本市は、国定公園や県立自然公園に指定されている山塊の浅い山間部や海岸部、農用地に利用されている広大な平坦地、これを縦断する主要河川、行橋駅周辺の中心市街地とその周辺の住宅地など、地形や土地利用上の特性を起源とする景観特性は多岐多様にわたり、策定される景観計画も地域によって大きく異なることとなります。

◇景観法では、景観計画区域の大きさについて特に定めていないため、景観計画区域の設定においては、平坦部の多い本市の景観に多大な影響を与える規模の大きな行為について考慮する必要があります。山間部においても人の手による改変が比較的容易であるため、ほぼ全域において景観の保全及び創出について十分考慮する必要があります。

◇以上のことから、本計画の景観計画区域は、行橋市全域とします。

#### ■景観計画区域の設定

本計画の景観計画区域は  
行橋市全域とします



## (2) 景観類型別の特性に応じた景観形成方針

◇景観計画は、地域の特性に即して策定されることが大前提であるため、景観計画区域内を地形や土地利用などの特性に対応した景観類型に区分し、それぞれの景観特性を整理します。

◇また、景観形成に関する基本目標を基に景観類型ごとの景観形成方針を以下に掲げます。

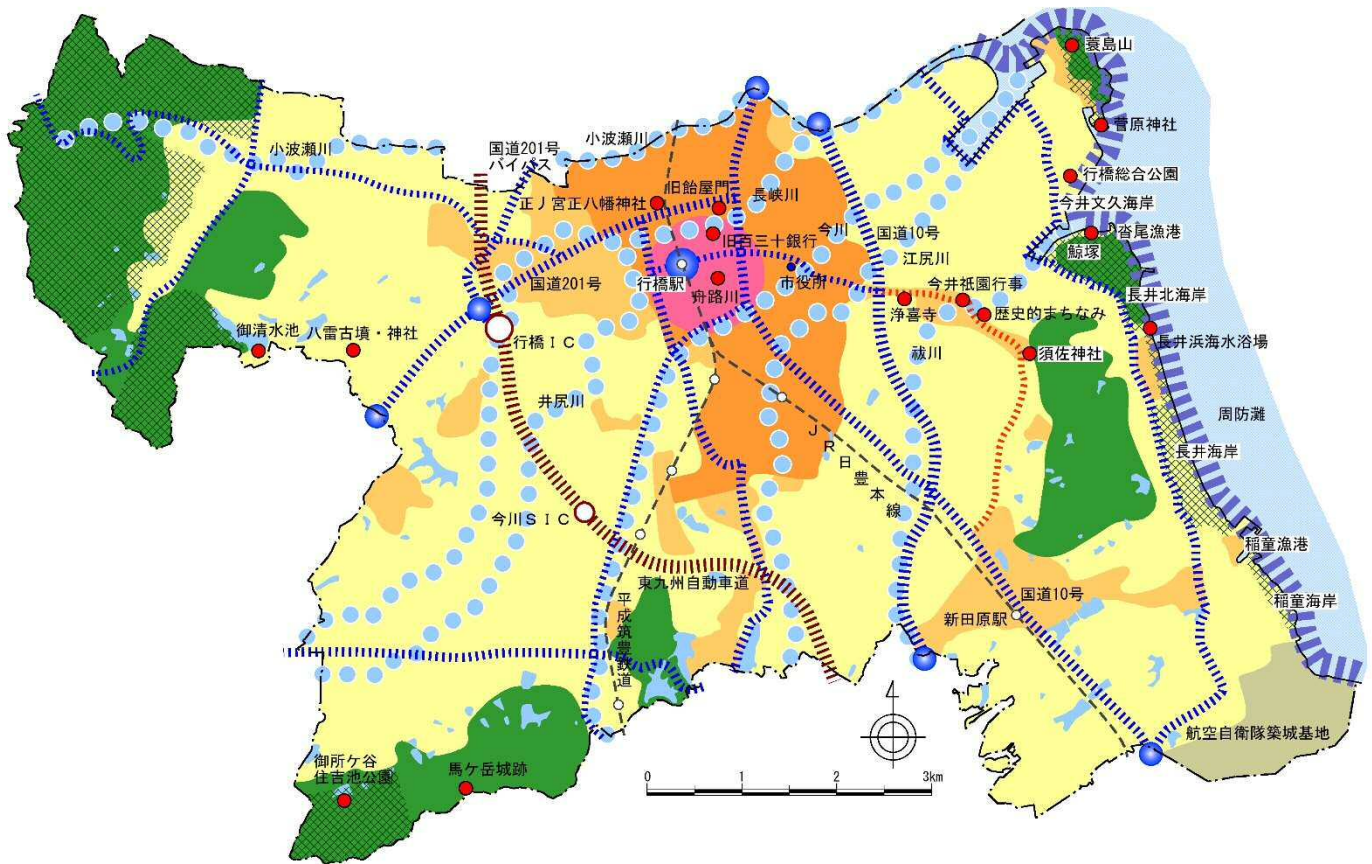
### ■景観類型の整理と類型別景観形成方針

景観類型	景観特性	景観形成方針	
ゾーン系	中心市街地	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行橋駅の東側は商業・業務施設が集積し、沿道型の商店街を形成しているが、老朽化したセミアークードや空店舗の点在、特に電柱や架線が縦横無尽に走り、沿道景観を阻害しており、賑わいや界隈性など活気ある買物空間の雰囲気欠けています。</li> <li>○旧百三十銀行、旧飴屋門、舟路川散策道など歴史的・文化的景観資源が存在しています。</li> <li>○中心市街地の賑わいの再生を図り、生涯学習、地域交流の拠点として、令和2年4月に「リブリオ行橋（図書館等複合施設）」が供用開始予定です。</li> <li>○駅の西側は、土地区画整理事業により整然とした街区が形成され、沿道修景も整備が進んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○商業活性化の促進とともに、歩行者空間の改善、建築物の正面デザインの魅力化を進め、賑わいのある魅力的なまちなみ景観の形成を図ります。また、道路整備に伴う無電柱化を推進し、良好な中心市街地景観の形成に努めます。</li> <li>○歴史的・文化的景観資源を保全し、教育文化施設等も含めてこれらを結ぶ歩きやすい歩行者ネットワークを構築し、舟路川散策道を活かした水辺景観の形成をはじめ、人が集まる賑わいの再生と魅力あるまちなみ景観の形成を図ります。</li> </ul>
	市街地	<ul style="list-style-type: none"> <li>○近隣商業機能や住宅等が混在する既存市街地は、電柱や架線が景観を阻害しています。</li> <li>○今川沿いには市役所をはじめ、警察署やコスメイト行橋などの大型公共施設が集積しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○電柱や架線の改善、屋外広告及び看板等の整序や市民の手による沿道の草花の植栽を進め、良好なまちなみ景観の形成を促進します。</li> <li>○公共施設のオープンスペースや公園の緑化を進め、開放的で緑豊かな景観の形成に努めます。</li> </ul>
	住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>○低層住宅地として都市基盤が整備され、良質な住環境を有する前田ヶ丘や宮の杜、八景山等の大規模住宅団地が建設されています。</li> <li>○仲津地区の県道沿道には、赤煉瓦塀のある小学校や住宅が点在しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○低層系の大規模住宅団地は現状の景観を維持し、古くからの既存住宅地では、生垣や宅地内植栽など豊かな緑を配した落ち着いた住宅地景観の形成に努めます。</li> <li>○赤煉瓦塀や宅地内植栽を活かした個性ある住宅地景観の創出に努めます。</li> </ul>
	田園・集落	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市域の大部分を占める平坦地は、水田や果樹園などに利用され、山地や丘陵地を背景に広大な農用地や集落が点在する田園風景が広がっています。</li> <li>○丘陵地の麓にはため池が点在し、農業用水として利用されています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○担い手の育成や農村集落環境整備など農業施策の推進により、農用地の荒廃を防止し、田園風景や里山景観を保全します。</li> <li>○多様な生き物の生息・生育地となっているため池を身近な水辺景観として保全します。</li> </ul>
	山地・丘陵	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市域西側と南西側に横たわる山塊や丘陵地は自然公園に指定されており、景観資源の遠景となっています。</li> <li>○海岸部には蓑島山や観山などの丘陵群が点在し、緑のランドマーク及び景観資源の背景となっています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緑のランドマークや景観資源の背景となる山地・丘陵地の自然環境保全や緑の育成を図り、四季折々の表情を持つやまなみ景観の形成に努めます。</li> <li>○自然公園に指定されている区域では、開発等を極力避け、生態系の保全と風致の</li> </ul>


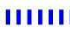

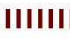









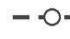

景観類型		景観特性	景観形成方針
			保護を図ります。
軸系	道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広域的交流基盤となる東九州自動車道や国道10号4車線化などの幹線道路の整備が進み、車窓から遠景の山々と田園風景を望むことができます。</li> <li>○県道沓尾大橋線沿道は小京都の風情が漂う歴史的なまちなみが残っています。</li> <li>○祓川河口の今井から元永地区周辺を舞台として、福岡県無形民俗文化財に指定されている「今井祇園行事」が夏の祭礼行事として執り行われています。</li> <li>○市内にはJR日豊本線と平成筑豊鉄道が田園風景の中を走っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○車窓に広がる田園風景や遠景の山々を保全するとともに、観光ルートなど交流の基盤となる道路や本市への玄関口となる市境界線付近において、緑豊かな並木や照明、サイン等の計画を進め、劣悪な屋外広告や看板などの景観阻害要因を排除し、ゲートとして魅力ある沿道景観の形成を図ります。</li> <li>○歴史的なまちなみが残る県道沓尾大橋線は浄喜寺や須佐神社など、点在する歴史的景観資源を回遊する景観軸として検討・整備し、歴史的なまちなみ景観の形成を図ります。</li> <li>○今井から今井津須佐神社にかけての県道沓尾大橋線、同中州平田線、同元永高瀬線の沿道は、伝統行事への来訪者の視点を大切にし、建築物や工作物、空間、樹木や花が適切に管理されるとともに、飾り山の幟が沿道で美しく映えるよう、目立ちすぎる色彩・材料を使った人工物の設置を控えて文化的景観の形成を図ります。</li> </ul>
	河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>○今川両岸の整備された河畔一帯は、桜・菜の花・コスモスの名所となっています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○河川と河畔道路が一体となり、連続性のある緑と水の河川景観の形成を図ります。</li> <li>○憩いの場として親水機能を高めた多自然な水辺空間の創出に努めます。</li> </ul>
	海岸	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周防灘に面する蓑島海岸や稲童海岸、長井海岸などには、自然海岸や松原等の景観資源が存在しています。</li> <li>○蓑島地区から稲童地区にかけての海岸地域には、海水浴場や潮干狩りなどのマリトレジャー、行橋総合公園、神社・史跡など、観光資源として活用が期待できる地域資源が多数存在しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○憩いの場となる海岸や周辺の緑を保全し、個性的な海辺景観の創出に努めます。</li> <li>○観光の目玉となる拠点づくりやアクセスの強化、拠点を結ぶネットワークの形成、情報発信などによる観光地形成とともに、海辺や集落、公園、アクセス道路沿道など特性に配慮した魅力的な景観形成を図ります。</li> </ul>

※ゾーン系とは、景観に関して土地利用に着目した地域や区域のまとまりを表します。  
 また、軸系とは景観の特徴の基準となる連続する線形の地物などを表します。

■ 景観形成方針図



凡例

- |  |   |
|--|---|
|  中心市街地ゾーン |  道路軸     |
|  市街地ゾーン   |  高速道路軸   |
|  住宅ゾーン    |  歴史回遊景観軸 |
|  田園・集落ゾーン |  行橋の玄関口  |
|  山地・丘陵ゾーン |  河川軸     |
|  自然公園ゾーン  |  海岸軸     |
|  ため池等水面   |  鉄道・駅    |
|  |  市域界     |

### 3. 景観上重要となる公共施設（京築広域景観計画より）

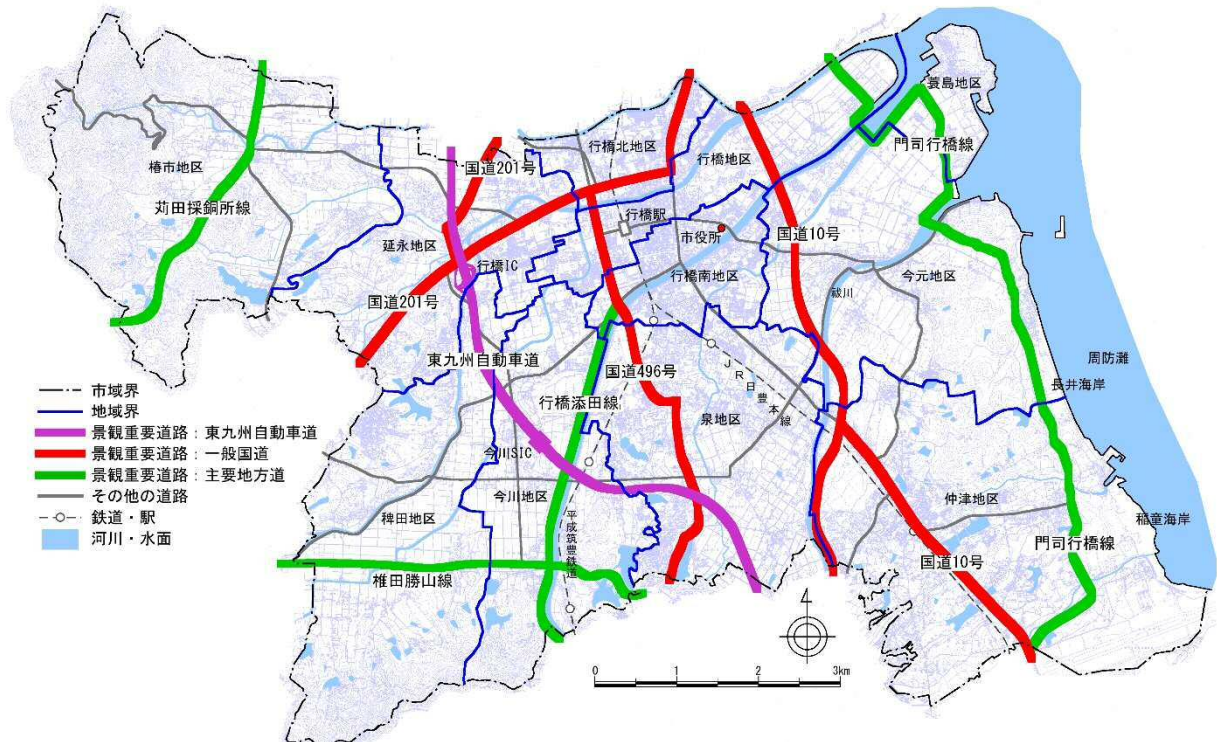
- ◇主要な道路、河川、公園などの公共施設は、市民の日常生活の中で親しまれ、多くの人々が利用する空間であるとともに、地域の拠点として景観の骨格を形成しています。
- ◇地域のシンボルとなるような公共施設を景観法に基づく景観重要公共施設として指定し、公共施設の質を向上・改善していくことは、良好な景観を形成するための先導的な手法の一つと言えます。
- ◇整備・保全については、公共施設の管理者と協議の上、景観重要公共施設に指定し、景観形成の方針に沿った良好な景観形成を誘導し、質の高い空間づくりに努めます。

#### (1) 景観重要道路

- ◇景観重要道路は、本市と周辺地域を結び、観光・交流に不可欠な主要道路を指定し、その整備方針を定めることにより、周囲の景観と調和した良好な景観形成を誘導します。

#### ■景観重要道路の対象施設

- 東九州自動車道
- 一般国道 10 号、同 201 号、同 496 号
- 主要地方道門司行橋線(25)、同行橋添田線(34)、同椎田勝山線(58)、同苅田採銅所線(64)



#### ■景観重要道路の整備方針

- 景観特性との調和に配慮した施設整備を行い、通りとしての連続した景観が見られる区間では、事業区域等や事業時期、事業主体等の違いに関わらず、境界部でのつながりに違和感のない仕様となるように努めます。
- 広域を移動する際の車窓からの田園景観や自然景観への眺望景観に配慮するとともに、移動に伴い、連続して変化する景観（シーケンス景観）の形成に配慮します。





## 4. 良好な景観の形成のための行為の制限（景観形成基準）

### （1）行為の制限の概要

- ◇景観計画では、届出対象となる行為について、それぞれの行為ごとに良好な景観の形成のための行為の制限（景観形成基準）を定めることとしています。これにより、景観計画が定められると、届出対象行為を行う市民や事業者は、その行為の前に届出を行う必要があります。
- ◇本計画では、行橋市全域に設定した景観計画区域内において、面的に良好な景観を誘導し、地域全体の景観の向上を図る「一般基準」と広域的に連続する景観を保全・形成するため、一般基準に加え特定の範囲内において良好な景観を誘導していくために定める「特定基準」を設定します。
- ◇一般基準は、景観計画区域内の景観形成に大きな影響を及ぼす一定規模以上の建築物・工作物等の配置や形態・意匠、色彩等の景観に配慮する事項を景観形成基準として設定します。
- ◇特定基準は、地域内外をつなぐ主要な幹線道路沿道及び多様な自然環境を育み、豊かな清流の景観を形成する主要な河川沿いについて、一般基準に加えそれぞれの特徴を活かした良好な景観を誘導する事項を景観形成基準として設定します。
- ◇景観法に定められている届出対象行為は、景観の保全及び形成に大きな影響を及ぼす可能性のある行為として以下のものがあります。

#### ■景観法に定められている届出対象行為

- 建築物の建築等（法第 16 条第 1 項第 1 号）
  - ・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。
- 工作物の建設等（法第 16 条第 1 項第 2 号）
  - ・工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。
- 都市計画法に規定する開発行為（法第 16 条第 1 項第 3 号）
  - ・都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為その他政令で定める行為。
- 前述以外で良好な景観形成に支障ある行為として条例で定める行為（法第 16 条第 1 項第 4 号）
  - ・土石類の採取、土地の開墾及びその他の土地の形質の変更、屋外における物品の堆積、木竹の植栽・伐採、特定照明など。

- ◇景観法では、届出された内容がそれぞれの行為について定められた景観形成基準に適合していない場合は、30 日以内に設計の変更等の必要な措置を申請者に勧告することができることとされており、このため申請者は届出提出後最長 30 日の間行為に着手することができないこととなります。
- ◇基準に適合せず、かつ申請者が勧告を受け入れようとしなない場合は、景観形成基準のうち「建築物又は工作物の形態意匠の制限（デザイン・色彩）」について、申請者に対して変更命令を行うことができます。
- ◇変更命令は、届出があった日から 30 日以内（合理的理由がある場合は 90 日まで延長可能）に行うこととされています。なお、変更命令に違反した者に対しては、原状回復命令等を行うなどの措置も法律に定められています。

## (2) 行為の制限の基本方針

◇景観計画区域内において、景観の形成に大きな影響を及ぼす一定規模以上の建築物や工作物等の行為の制限については、以下に示す基本方針に沿って行います。

### ■行為の制限に関する基本方針

- 水と緑が豊かで、心癒す風景や魅力あるまちなみの保全・創出を目指して、歴史や文化などこれまでの地域の成り立ちや変遷を考慮した上で、建築物や工作物等について、良好な景観を形成するために必要な行為の制限を行い、適切な規制・誘導に努めます。
- まちなみ景観の大きな要素となる建築物及び工作物の配置、規模、形態意匠、緑化などについて、地域全体として調和のとれたものとなるよう努めます。

## (3) 良好な景観の形成のための行為の制限（景観形成基準）

◇良好な景観の形成を図るため、以下に示す行為の制限を定めます。なお、山地が浅く平坦地が広い本市の特性等を考慮し、届出対象とする地域は景観計画区域内全域とします。

### 1) 一般基準

#### ①建築物の建築等

◇建築物の建築等とは、建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更をいいます。

◇届出対象となる建築物は、良好なまちなみ景観や自然景観を阻害しないものとし、周辺の景観との調和を考慮したもので、以下の景観形成基準に沿ったものとします。

項目		内容
届出対象範囲		○高さが10m以上のもの、又は延床面積が1,000㎡以上（「店舗等」は500㎡以上）のもの
景観形成基準	基本的事項	○本市の玄関口となる行橋駅前広場、主要な道路、公園・広場等の視点場から遠景の平尾台の山々や丘陵地などの眺望を損なわないものとする。 ○周辺と調和する建築意匠を取り入れた形状・素材・工法・色彩とする。
	建築物の配置・形状及び意匠	○建築物の巨大感や威圧感を和らげるため、建築デザインに曲線を用いることや勾配屋根を設けるなど、景観に与える威圧感の軽減に努める。また、大規模な連続した壁面は避け、分節化を行い周囲の景観に配慮したスケールのもので努める。 ○舟路川沿い及び今井～元永地区など、既に良好なまちなみ景観が形成されつつある地区は、まちなみとの調和や連続性に配慮した配置及び形状とするように努める。 ○商店街や主要道路沿道の1階部分は、まちなみのゆとりや開放感及び連続性、眺望性を高めるため、セットバック等の形態に配慮する。
	建築物の素材・色彩	○建築物の材料は、周囲のまちなみとの素材感の調和を図るとともに、景観的特長の増進に資する素材を用いる。 ○周囲の山の緑や田園景観、まちなみ景観に調和した落ち着きのある素材・色彩とする。 ○基調となる色は彩度の低いものとし、彩度の高い色彩の使用は避け、周囲の景観及びまちなみとの調和に配慮する。やむを得ず彩度の高い色彩を使用する場合は、アクセントカラー程度にとどめるように努める。
	建築物の外構	○敷地内のオープンスペースの確保に努め、樹木や花等による緑化に努める。 ○塀などを設ける場合は、まちなみ景観の向上に資するように配慮する。また、赤煉瓦塀や生垣など本市のまちなみを意識した素材を使用するように努める。 ○駐車場は、樹木や花等の緑化による修景を図る。

②工作物の建設等

◇工作物の建設等とは、工作物の建設、築造、又は外観を変更することとなる形状若しくは色彩の変更をいいます。

◇届出対象となる工作物は、良好なまちなみ景観や自然景観を阻害しないものとしします。また、工作物は意匠よりも必要とする機能性のみ偏る可能性が高いため、十分に周辺との調和を考慮したもので、以下の景観形成基準に沿ったものとしします。

項目		内容
届出対象範囲	塔状工作物類	○高さ 10m以上のもの（ただし、電気供給や有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物は 15m 以上のもの）
	遊戯施設類	○高さ 10m以上のもの
	製造・貯蔵・処理施設	○高さ 10m以上のもの、又は築造面積が 500 m <sup>2</sup> 以上のもの
	擁壁類	○高さ 5m以上のもの
	橋梁、歩道橋、高架道路類	○長さが 20m以上のもの
景観形成基準	基本的事項	○本市の玄関口となる行橋駅前広場、主要な道路、公園・広場等の視点場から遠景の平尾台の山々や丘陵地などの眺望を損なわないものとする。 ○まちなみ景観及び地域・地区の特性に配慮し、良好な景観を阻害しないものとする。
	工作物の配置・形状及び意匠	○既存の地形や樹木等の景観要素を阻害しない配置とする。 ○工作物の巨大感や威圧感を和らげるため、分節化を行うなど、景観に与える威圧感の軽減に努める。 ○配置、高さ及びデザインは、周辺環境との調和を図る。
	工作物の素材・色彩	○周囲のまちなみとの素材感の調和を図るとともに、景観的特長の増進に資する素材を用いる。 ○周囲の山の緑やまちなみの景観に調和した落ち着いた素材・色彩とする。 ○基調となる色は彩度の低いものとし、彩度の高い色彩の使用は避け、周囲の景観及びまちなみとの調和に配慮する。やむを得ず彩度の高い色彩を使用する場合は、アクセントカラー程度にとどめるように努める。
	工作物の外構	○景観に配慮し、植栽などの緑化に努める。 ○柵などを設ける場合は、まちなみ景観の向上に資するように配慮する。また、赤煉瓦や生垣などまちなみを意識した素材を使用するように努める。 ○景観を阻害しないよう電柱類の設置や架線に配慮する。

### ③開発行為

◇開発行為とは、都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為をいいます。

◇届出対象となる開発行為は、眺望景観に及ぼす影響を抑え、人工的な構造物の突出感や違和感を軽減し、周辺の緑の保全及び緑化等によりうるおいと安らぎを与えるもので、以下の景観形成基準に沿ったものとします。

項目	内容
届出対象範囲	○開発面積が3,000㎡以上のもの
開発行為に関する景観形成基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開発後の土地の地貌及び景観が周囲の景観と著しく不調和とならないこと。</li> <li>○地貌を大きく変化させる連続した法面を生ずる切り盛りを避け、既存の地貌を著しく変更させるものでないこと。</li> <li>○開発の区域内部や周囲に、既存の樹木樹林や他の自然要素を残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図るとともに、既存の景観が維持されるように努める。</li> <li>○開発区域内はできるだけ緑化に努め、周辺においても背景としての効果に配慮した緑化に努める。</li> <li>○法面を生じた場合は、樹木等により隠ぺいを図り、周囲の景観への影響を低減するように努める。</li> </ul>

### ④土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更

◇届出対象となる土石類の採取は、景観に与える影響が大きい行為であり、採取前と採取後で地貌及び景観が大きく変化するため、以下の景観形成基準に沿ったものとします。

項目	内容
届出対象範囲	○行為に係る土地の面積の合計3,000㎡以上のもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更に関する景観形成基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○採取中及び採取後の土地の地貌及び景観が周囲の景観と著しく不調和とならないこと。</li> <li>○変更は最小限のものとし、既存の地貌を著しく変更させるものでないこと。</li> <li>○稜線や行為の結果生じる法面及び頂部などの眺望景観上重要な部分は、既存の地貌・樹木の保全に努める。</li> <li>○法面を生じた場合は、植栽等により周囲の景観への影響を低減するように努める。</li> <li>○採取後は、周辺及び地域に生育する樹種を基本とした緑化を行い、自然環境及び景観の復元に努める。</li> <li>○採取区域のうち、周辺部から特に目立つ場所などへは既存樹木の保全や緑化などの措置に努める。</li> </ul>

### ⑤屋外における物品の堆積

- ◇屋外における物品の堆積とは、屋外において土石、廃棄物、再生資源やその他の物品を一定期間継続して堆積を行う行為をいいます。
- ◇屋外における物品の堆積は、自然景観やまちなみ景観に大きく影響するため、以下の景観形成基準に沿ったものとします。

項目	内容
届出対象範囲	○堆積期間が90日以上のうち、敷地内の堆積面積の合計が500㎡以上のもの、又は堆積の高さが4m以上のもの
屋外における物品の堆積に関する景観形成基準	○道路その他の公共の場から直接見えない位置に集積又は貯蔵し、物品の周囲には空間を確保し、塀等を設置するとともに、その前面には植栽を行うなど、周辺の景観に配慮する。

### ⑥木竹の伐採

- ◇木竹の伐採は、行為後に山肌が露出し景観に与える影響が大きいため、以下の景観形成基準に沿ったものとします。

項目	内容
届出対象範囲	○伐採面積が3,000㎡以上のもの
木竹の伐採に関する景観形成基準	○目的に応じ、伐採が必要最小限のものであること。 ○既存の景観及び地域の景観を著しく損ねるものでないこと。 ○樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、樹林地の一部を保全するなど必要な配慮を行う。

### ⑦特定照明

- ◇特定照明とは、夜間において公衆観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物品の外観について行う照明(景観法施行令第4条)をいい、一般的には建築物・工作物等のライトアップを指します。
- ◇特定照明は、都市の賑わいを演出するものの、光害など地域の夜間景観への影響力が大きいため、以下の景観形成基準に沿ったものとします。

項目	内容
届出対象範囲	○延床面積1,000㎡以上(「店舗等」は500㎡以上)又は高さ10m以上の建築物の外観について行う照明 ○高さ10m以上の工作物の外観について行う照明
特定照明に関する景観形成基準	○景観に楽しさや快適さを与えるなど良好な夜間景観の形成を図るため、照明の配置、形態、意匠、色彩などについて、地区の夜間景観との調和に配慮する。 ○快適な夜間景観の創出を図るため、安全性・安心感の低下、エネルギーの浪費、不必要なまぶしさなど、特定照明による光害を防止する。 ○地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を用いない。 ○照らす範囲を効率よく照射して上方へ漏れる光を抑え光害防止に努める。 ○特定照明以外の目的でサーチライト、レーザー等の投光器の使用を規制・誘導する。

### ⑧太陽光発電設備の設置

◇太陽光発電設備とは、太陽光を電気に変換するための設備（太陽電池モジュール、太陽光発電パネル、ソーラーパネル等）及びその附属設備をいいます。

◇建築物の屋根・屋上に設置する場合と土地に自立して設置する場合に分類され、建築基準法及び景観法上の位置づけは以下のとおりとします。

○建築物の屋根・屋上に設置する場合は、「建築物の一部」として取り扱う

○土地に自立して設置する場合は、「工作物」として取り扱う

◇太陽光発電設備は、沿道や眺望などの景観に与える影響が大きいため、以下の景観形成基準に沿ったものとします。

項目	内容
届出対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物の屋根・屋上に設置する場合は、延床面積が1,000㎡以上（「店舗等」は500㎡以上）の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更に伴い設置するもの</li> <li>○建築物及び工作物の屋根・屋上に設置する場合で、太陽電池モジュール（パネル）の設置面積の合計が500㎡以上のもの</li> <li>○土地に自立して設置する場合は、太陽電池モジュール（パネル）の設置面積の合計が1,000㎡以上のもの</li> </ul>
基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○太陽光発電設備は、恵まれた日照環境を活かした新たなエネルギーである一方で、景観に与える影響が大きいため、眺望景観への影響を抑えるとともに、周辺の景観との調和に配慮すること。</li> <li>○太陽光発電設備の事業者及び設置者は、届出の前に行為の内容について事前に協議を行うとともに、設置後は周辺の良好な景観に対して支障とならないよう、適切な管理に努めること。</li> </ul>
景観形成基準	<p><b>太陽光発電設備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■建築物の屋根・屋上に設置する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>○勾配屋根に設置する場合は、太陽光発電設備の最上部が当該建築物の棟を超えないものとし、屋根と一体化させるよう配慮する。</li> <li>○陸屋根に設置する場合は、太陽光発電設備の最上部をできるだけ低くし、建築物と一体化させるよう配慮する。それが困難な場合は、ルーバー等により遮へいするなど、容易に見えないよう工夫する。</li> <li>○配管類や屋外用パワーコンディショナー等の附属設備は、建築物と一体化させるよう配慮する。それが困難な場合は、壁面と同系色にするなど、容易に見えないよう工夫する。</li> <li>○太陽電池モジュール及びフレームの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度・低彩度・低反射なものを使用する。</li> </ul> </li> <li>■土地に自立して設置する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>○太陽光発電設備の最上部は、できるだけ低くし、周囲の景観から突出しないようにする。</li> <li>○尾根線上、斜面地、高台又は棚田周辺での設置はできる限り避ける。</li> <li>○周辺の景観へ影響のあるものは、敷地境界からできるだけ後退し、植栽で目隠しするなど、容易に見えないよう工夫する。</li> <li>○太陽電池モジュール及びフレームの色彩は、建築物の屋根・屋上に設置する場合に準じる。</li> </ul> </li> </ul>

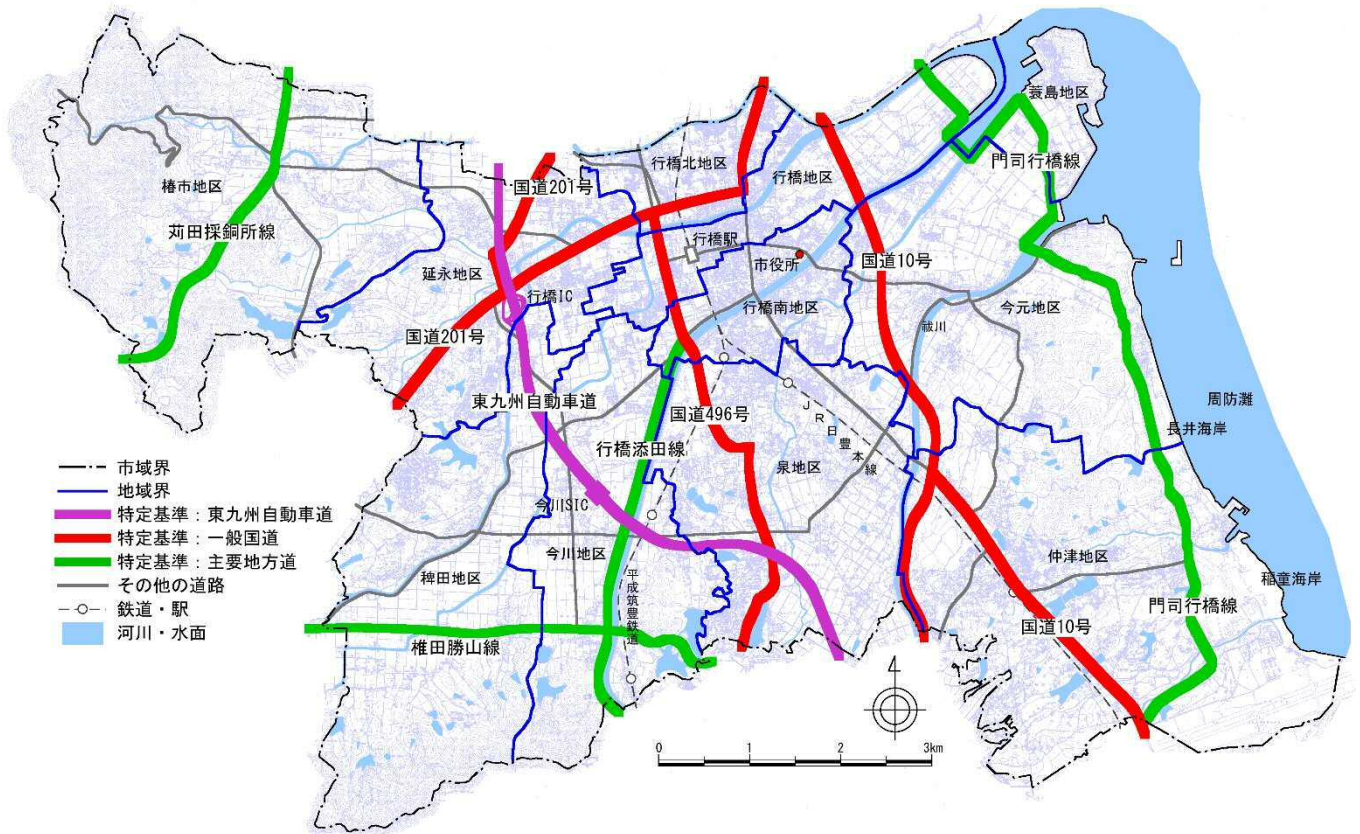
2) 特定基準

①道路（景観重要道路）

◇地域内外をつなぐ主要な幹線道路沿いについて、特徴を活かした良好な景観を誘導し、広域的に連続する景観を保全・形成することを目的として、これまでの景観形成基準に加えて沿道に定める基準で、以下の景観形成基準に沿ったものとします。

項目	内容	
届出対象範囲	○一般基準①～⑧の届出対象行為のうち、次に示す道路の道路境界線から両側 30m以内の範囲におけるもの ・東九州自動車道、一般国道 10 号、同 201 号、同 496 号 ・主要地方道門司行橋線(25)、同行橋添田線(34)、同椎田勝山線(58)、同苅田採銅所線(64)	
特定基準の対象となる道路に関する景観形成基準	建築物の建築等 建築物の建設等	○沿道景観の連続性への配慮として、建築物・工作物の道路からの見え方や通りとしての連続性に留意し、奇抜なものは避け、周囲の景観と調和した形態・意匠とする。
	開発行為、土地の形質の変更等	○沿道緑化として、道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇による植栽を施すなど潤いある景観の形成に配慮する。

■特定基準（景観重要道路）位置図



## ②河川（景観重要河川）

◇多様な自然環境を育み、豊かな清流の景観を形成する主要な河川沿いについて、上流から下流に至るまで連続する河川景観を保全・形成することを目的として、これまでの景観形成基準に加えて河川沿いに定める基準で、以下の景観形成基準に沿ったものとします。

項目	内容	
届出対象範囲	○一般基準①～⑧の届出対象行為のうち、次に示す河川区域の境界から50m以内の範囲におけるもの ・二級河川長峡川、・二級河川今川、・二級河川祓川	
特定基準の対象となる河川に関する景観形成基準	建築物の建築等 工作物の建設等	○堤防等から俯瞰されることを踏まえ、周辺と調和するよう屋根の形状を工夫し、連続する河川景観の形成に配慮する。 ○屋上に設備・工作物等を設置する場合には、周囲から目立たないように配慮し、必要に応じて目隠し等の処理を行う。
	開発行為、土地の形質の変更等	○十分に事前調査を行い、動植物の生息環境等の水辺環境に配慮する。 ○土石類の採取により、道路等の公共空間から見て地肌があらわにならないものとする。 ○資材などを堆積させない。やむを得ず堆積する場合は、周囲を生け垣等の目隠しによる修景を行う。

■特定基準（景観重要河川）位置図





## (4) 環境色彩基準

### ①基本的な考え方

- ◇JIS 日本工業規格の標準である「マンセル表色系」による色相、明度、彩度といった数値による尺度を使い、地域の景観を阻害しないよう景観誘導を行います。
- ◇行為の場所の景観特性に十分配慮し、周辺の建築物や自然環境と調和する色彩とします。
- ◇原色の色彩や高彩度の色彩は避け、川辺や樹木の緑、土や石などの自然の色と馴染みやすい色彩を基本とします。
- ◇群としての統一感のある地区においては、その統一感の中で行われる個性創出のための色彩表現（アクセントカラー）は認めます。

### ②環境色彩基準

#### ○建築物 <建築物の環境色彩基準>

景域	部位	色相	明度	彩度
山と谷筋	外壁基調色	7.5R~2.5Y	7.5以下	4.0以下
		無彩色(N)	7.5以下	—
		上記以外の色相	7.5以下	2.0以下
	屋根	2.5~7.5BG	7.5以下	4.0以下
		無彩色(N)	7.5以下	—
		上記以外の色相	5.0以下	2.0以下
田園と海	外壁基調色	有彩色	—	4.0以下
		無彩色(N)	—	—
	屋根	有彩色	7.5以下	4.0以下
		無彩色(N)	7.5以下	—
住宅・商業市街地、工業市街地	外壁基調色	有彩色	—	6.0以下
		無彩色(N)	—	—
	屋根	有彩色	—	4.0以下
		無彩色(N)	—	—

※外壁各面の4/5は、基調色の基準に適合した色彩とする

#### ○工作物 <工作物の環境色彩基準>

景域	部位	色相	明度
山と谷筋	全て	7.5以下	4.0以下
田園と海、住宅・商業市街地、工業市街地	全て	—	4.0以下

#### ○景域

山と谷筋の景域	山、谷筋の集落地
田園と海の景域	丘陵部、平野部、海浜部の田園及び集落地
住宅・商業市街地、工業市街地の景域	平野部の市街地、平野部の工業地

### ③適用除外

◇環境色彩基準は、以下の行為については適用除外とします。

- 計画的に開発される区域において、地域の特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合。
- 自然石や土・木材など地域固有の自然素材や伝統的素材（瓦等）が使用される場合。
- 橋梁等で地域住民から親しまれ、地域イメージの核となっており、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの。
- 工作物について他の法令等で色彩が定められているもの。
- 地域の拠点となる公共施設で、公開審査等を経て、周辺の環境と調和がとれたデザインと認められたもの。

■景域図



④色彩基準のイメージ

◆マンセル表色系とは

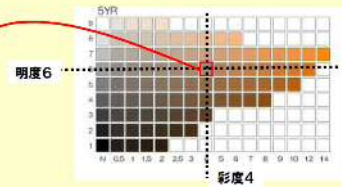
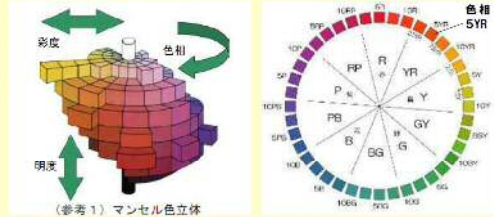
「マンセル表色系」では、色彩を「色相」「明度」「彩度」の3つの尺度を組み合わせて表します。

**色相:**いろあいを表します。10種の基本色、赤(R)、橙(YR)、黄(Y)、黄緑(GY)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、青紫(PB)、紫(P)、赤紫(RP)を表し、さらにそれを10等分します。

**明度:**明るさの度合いを0～10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。

**彩度:**鮮やかさの度合いを数値で表します。色みのない鈍い色ほど数値が小さく、鮮やかな色ほど数値が大きくなります。

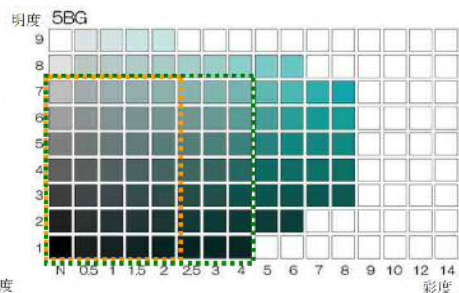
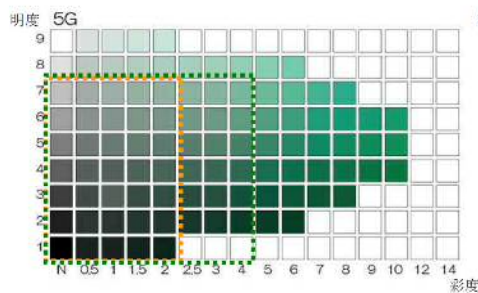
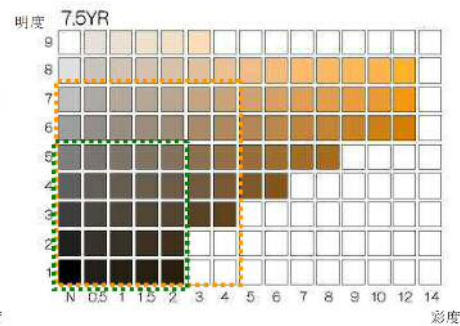
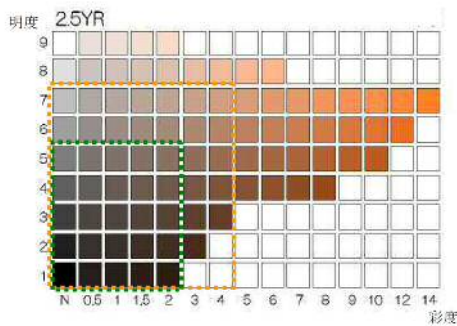
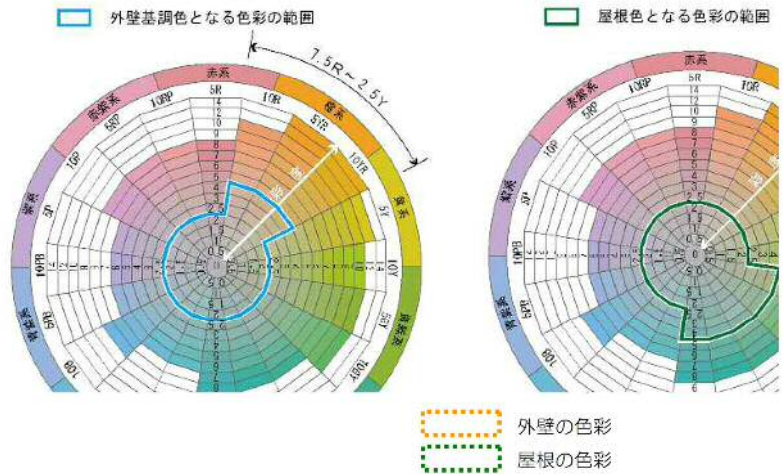
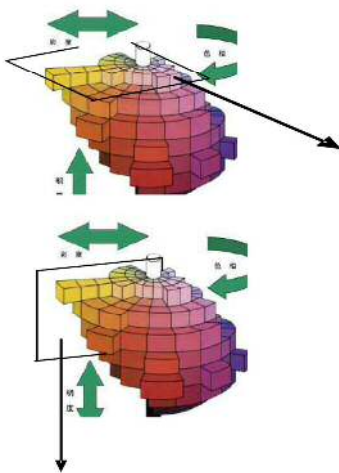
**マンセル値の表し方:**色彩の3属性を組み合わせて表記する記号で、下記のように読みます。



参考: 建築物の色彩基準のイメージ

<山と谷筋の景域>

※ここで使用している色相は、明度を7を基準としている。



## 5. 屋外広告物の表示等に関する基本方針

- ◇景観法第8条第2項第4号のイに規定する景観計画に定めることができる「屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」について、基本方針を掲げその方向性を検討します。
- ◇本市への来訪者が最初に目にする行橋の景観において、屋外広告物等が景観を阻害しないよう整序する必要があります。景観形成方針に位置づけている本市の玄関口周辺では、周辺の景観特性と調和した屋外広告物の表示に努めることが重要です。また、市街地においても、良好なまちなみ景観を形成するため、周辺の景観を阻害しない統一感のある屋外広告物の表示に努める必要があります。
- ◇景観計画区域全体には、「福岡県屋外広告物条例」が定められており、本市の屋外広告物に関しては、すべて県の条例が適用され、福岡県が主体となって広告物の規制を行っています。本計画においては、「福岡県屋外広告物条例」に基づく規制に沿って良好な景観形成への誘導を継続して行い、良好な景観の形成に努めます。

### ■屋外広告物の表示等に関する基本方針

本市への主要な玄関口となる国道10号、国道201号、行橋IC周辺、JR行橋駅において、屋外広告物に対する基準を設け、周辺の景観特性と調和した屋外広告物の表示に努めます。また、地域や地区の景観形成方針や景観特性を踏まえ、周辺の良好な景観との調和に配慮しつつ、地域のイメージを高める優れたデザインと秩序による屋外広告物の掲出に努めます。

- 複数の広告物が連立する場合は、コンパクトに集約することとし、大きさや色彩、方向などを揃え、ある一定の統一感が出るよう配慮する。
- 広告物等は敷地内に収め、眺望の妨げや背景との調和を乱さないよう、位置や形状、規模、色彩等に配慮する。
- 建築物・工作物と一体感のある意匠・色彩となるよう工夫する。
- 安全上の理由等を除き、蛍光色や原色、反射材などの使用を避ける。
- 耐久性に優れた素材を用い、定期的な維持管理に努める。
- 景観形成上重要な施設の周辺にあつては、当該施設のイメージを損なわないよう掲出位置に配慮するとともに、モニュメント的・シンボルマーク的なものになるようデザインを工夫する。
- 広告物の照明については、光害を防止し、必要以上の点滅や回転を避ける。

## 6. 景観上重要な建造物及び樹木の検討

### (1) 景観重要建造物

- ◇景観計画では、市民に親しまれ地域の景観の核となる景観上重要な建築物や工作物を景観重要建造物として指定することができます。
- ◇指定された場合は、建造物の現状変更についての許可が必要となり、管理行為の具体的内容については条例で定める管理の基準に基づくものとなります。
- ◇景観重要建造物は、景観という見た目の重要性の観点から指定するため、建物内部は自由に利用可能で、生活上必要な改修についても行うことができます。また、指定された場合は条例により防火などの外観に係る部分について、建築基準法の規制緩和が可能となります。これにより、「住まいつづけながら地域景観上の重要な建造物を維持・継承していく」ことが可能となります。以下に、景観重要建造物の指定の基本方針を示します。

#### ■景観重要建造物の指定の基本方針

景観重要建造物は、市民に親しまれ道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができるもので、建造物及びこれと一体となる敷地等の外観が行橋の特徴を有し、地域の良好な景観形成に重要であり、歴史的又は文化的に価値が高いと認められるものを指定していきます。

指定にあたっては、以下の項目に該当する建造物とします。なお、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物に指定され、又は仮指定されたものについては指定しないものとします。

- 優れたデザインを有し、地域のシンボリックな存在で、良好な景観に寄与するもの。
- 街角や人の目に留まるよう意識的に置かれたものなど、地域の景観形成に取り組む上で先導的な役割を持つもの。
- 地域の自然、歴史、文化、生活などから見て、これらの特性が形態として現れているもので、地域を象徴する建造物であるもの。

- ◇今後、景観重要建造物を指定するにあたっては、市内に点在する歴史的又は文化的建造物の中から、優れたデザイン、地域のシンボル、街角や人の目に留まるよう意識的に置かれたもの、地域を象徴する建造物など、それぞれの指定方針に照らし合わせて建造物を抽出し、さらに保存状況や使用状況、建造物周辺の状況、市民との関連性が高い建造物、景観ゾーニングにおいて景観軸上及び散策ルート上にあるものなど、それぞれの景観要因を検証した上で、建造物の所有者や地域住民及び景観審議会等の意見を聴き、総合的な評価を得たものを検討・指定していきます。また、市民への啓発活動についても実施する必要があります。



浄喜寺



旧飴屋門



旧百三十銀行（煉瓦造建築物）

## (2) 景観重要樹木

- ◇景観計画では、市民に親しまれ景観上重要な樹木を景観重要樹木として指定することができます。
- ◇景観重要樹木として指定された場合は、現状変更についての許可が必要となり、管理行為の具体的内容については条例で定める管理の基準に基づくものとなります。また、市や景観整備機構と所有者が管理協定を締結して管理をすることもできます。以下に、景観重要樹木の指定の基本方針を示します。

### ■景観重要樹木の指定の基本方針

景観重要樹木は、樹高があり樹幹が太く、葉ぶりが良好である単独の樹木又は群を形成している木立で、道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができ、歴史的又は文化的に価値が高いと認められるものを指定していきます。

指定にあたっては、以下の項目に該当する樹木及び木立とします。なお、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物に指定され、又は仮指定されたものについては指定しないものとします。

- 樹高や樹形が地域のシンボリックな存在であり、良好な景観に寄与するもの。
- 街角や人の目に留まるよう意識的に置かれたもの又は良好な景観の背景となるなど、地域の景観形成に取り組む上で先導的な役割を持つもの。

- ◇今後、景観重要樹木を指定するにあたっては、地域のシンボリックな存在、街角や人の目に留まるよう意識的に置かれた樹木など、それぞれの指定方針に照らし合わせて樹木を抽出し、さらに保存状況や周辺の状況、周辺景観特性と一体感を持つもの、景観軸上及び散策ルート上にあるものなど、それぞれの景観要因を検証した上で、樹木の所有者や地域住民及び景観審議会等の意見を聴き、総合的な評価を得たものを指定します。また、景観重要建造物の指定と同様に、市民への啓発活動についても実施する必要があります。



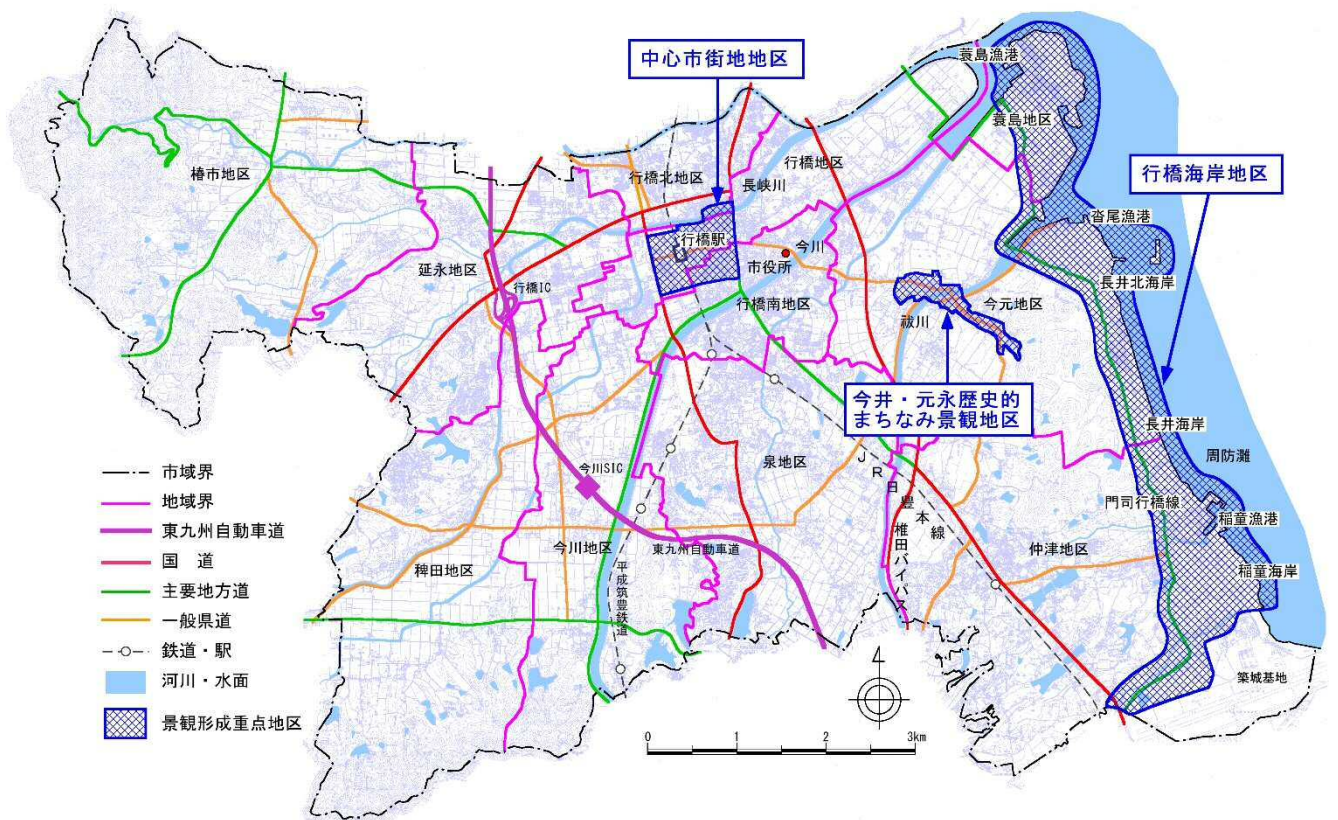
正ノ宮正八幡神社

## 7. 景観形成重点地区の検討（参考）

◇ここでは、これまでの基礎的な景観に関する調査や景観形成の目標を踏まえ、今後の本市における景観形成に重要な役割を担う地区を、景観形成重点地区の候補地区として選定し、景観法や都市計画法に基づく景観地区の指定に向けた検討を行います。また、景観地区の指定に際しては、より積極的に良好な景観の形成や誘導を図るため、建築物の形態・意匠の制限や素材・色彩、高さの最高・最低限度、壁面位置の制限、敷地面積の最低限度などを都市計画として定めるなど、景観に関するきめ細かな取り組みを地区住民と協働で行うものとします。

◇景観形成重点地区の候補地区については、前述の景観類型別の特性に応じた景観形成方針で区分した「中心市街地ゾーン」と同じであり、本市の交流玄関口となるJR行橋駅を中心とした商業・業務施設が集積し、歴史的・文化的景観資源も多く点在する「中心市街地地区」、今元地区内で県道に沿って小京都の風情漂う歴史的まちなみが残る「今井・元永歴史的まちなみ景観地区」、雄大な周防灘が広がり豊かな自然環境や歴史的資源、総合公園が点在する「行橋海岸地区」の3地区とします。

### ■景観形成重点地区の候補地区の位置



## (1) 中心市街地地区

### ① 景観特性と課題

◇ここでは、景観類型別で区分した中心市街地ゾーンであり、ＪＲ行橋駅を中心とした商業・業務施設や歴史的・文化的景観資源が集積する「中心市街地地区」の景観特性と課題を整理し、以下に掲げます。

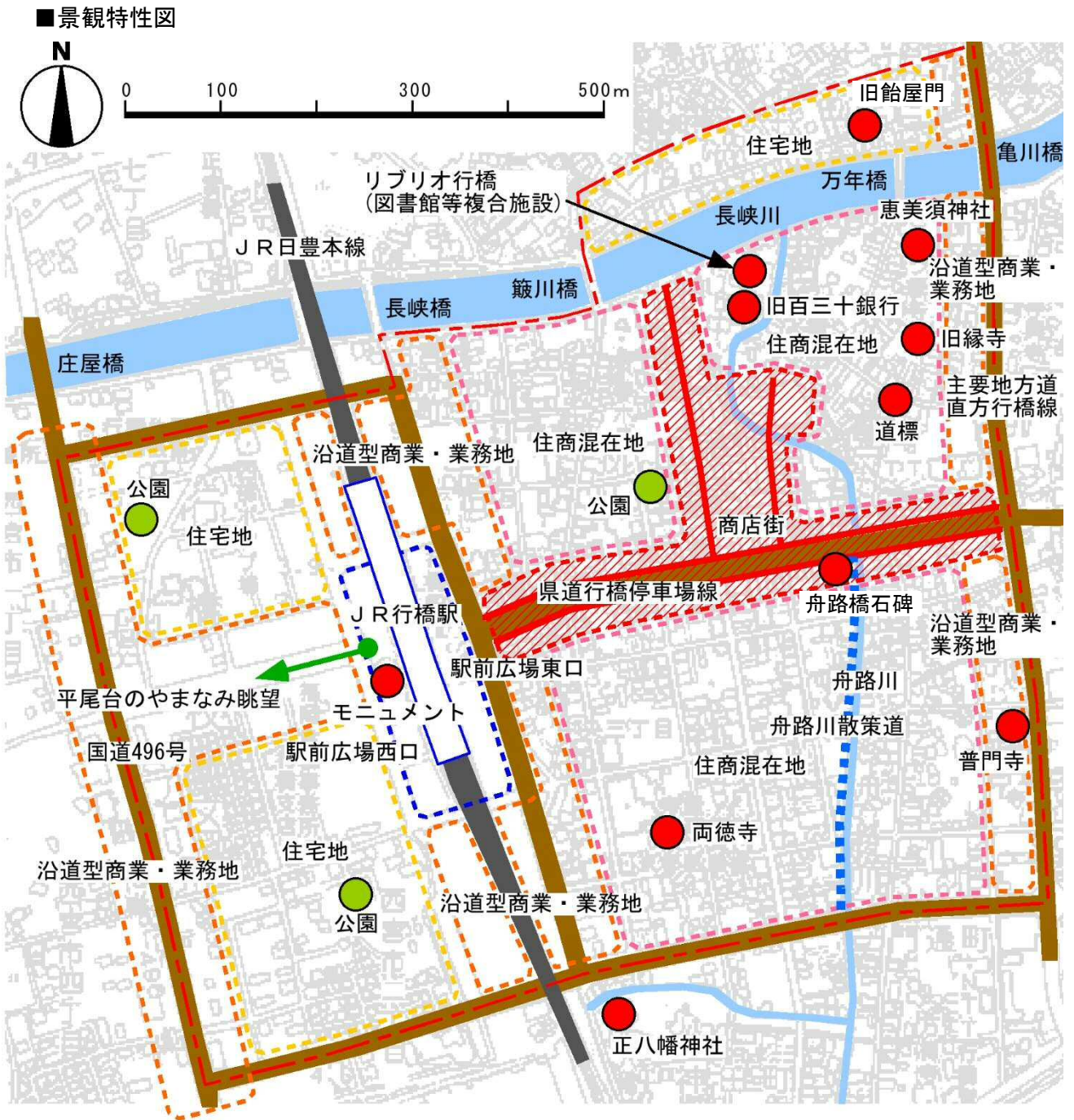
#### ■ 景観特性

- 交流玄関口であるＪＲ行橋駅がガラスの壁を用いたモダンな高架駅として立地し、駅前広場には駐車場やモニュメント・植栽が施されており、良好な広場景観が形成されているとともに、駅前通り等から見ると目に留まります。
- 駅西側は、土地区画整理事業により高層住宅や商業施設等が立地し、街路樹も整備されたグレードの高いまちづくりが進められているものの、突出した高層建築物が平尾台のやまなみの眺望を遮断しています。
- 県道行橋停車場線など骨格となる道路では、電柱・架線が景観を阻害しています。
- 古くから本市の商業・業務の中心として栄え、地区のほぼ全域が商業地域に指定されているものの、商店街の衰退が進んでおり、老朽化したセミアアーケードや空店舗、電柱・架線などが景観を阻害しています。
- 街区の中ほどは木造の老朽化した建物が多く、路地裏の雰囲気を残す一方で、取壊しにより未利用地や小規模駐車場等に転換されており、残された建物の外壁が景観を阻害しています。
- 地区内に公園・広場等のオープンスペースや緑が少ないため、景観にうるおいの欠如が感じられます。
- 地区内には旧百三十銀行、旧飴屋門、道標、寺社などの歴史的景観資源が存在しています。また、舟路川に沿った散策道が整備されており、個性ある文化的景観資源となっています。

#### ■ 景観形成の課題

- 行橋の顔となるＪＲ行橋駅や駅前広場を中心とした周辺道路の修景緑化による良好な沿道景観づくり。
- 土地区画整理事業が行われた駅西側においては、高層建築物の規制誘導等による道路や広場からの平尾台のやまなみ眺望の確保。
- 商業の活性化とともに、商店街の歩行空間の改善やネットワークの形成、ファサードの魅力化、無電柱化など、本市中心部の商業空間として賑わいのある魅力的なまちなみ景観の形成。
- 計画的な市街地の更新とオープンスペースの緑化によるうるおいのあるまちなみ景観の形成。
- 歴史的景観資源の保全・活用と舟路川を活用した回遊性のある歩行者ネットワークの形成。





J R 行橋駅前広場



旧百三十銀行 (煉瓦造建築物)



旧飴屋門

## ②景観形成の方針

◇本市の顔として古くから中心的な役割を担ってきた本地区は、今後も

### 「賑わいのある買物空間の再生と魅力ある中心市街地のまちなみ景観の形成」

を目指すこととします。

#### ■景観形成の方針

- 行橋の顔としてJR行橋駅や駅前広場を中心に、これと接する周辺道路の歩行空間の改善や修景緑化を進め、良好な沿道景観づくりを図ります。また、地区内の主要道路についても、歩行空間の改善や修景緑化を進め、良好な沿道景観づくりを図ります。
- 駅西側から平尾台の山々の眺望をある程度確保するため、道路・広場・駅ホームなど視点場の位置を検討し、建物のセットバックや階数など建物の位置・高さ・形態等の規制を定めるガイドラインを地区住民との協働で作成し、眺望景観の保全とまちなみ景観の形成に努めます。
- 中心商業の活性化を図るとともに、老朽化したアーケードや空店舗対策、無電柱化などの商店街の景観阻害要因を改善し、歩行者ネットワークの形成、個店レベルでのファサードの魅力化、統一看板の設置など、商業空間として賑わいのある魅力的なまちなみ景観の形成に努めます。
- 計画的な市街地の更新方策の検討とともに、公園・広場などのオープンスペースの確保とこれらの緑化によるうるおいのあるまちなみ景観の形成に努めます。
- 歴史的景観資源の保全を図るとともに、これらを舟路川散策道と連携させ、回遊性のある歩行者ネットワークで結ぶなど、景観資源の活用へ向けた方策を検討し、個性ある市街地のまちなみ景観の形成に努めます。



道標

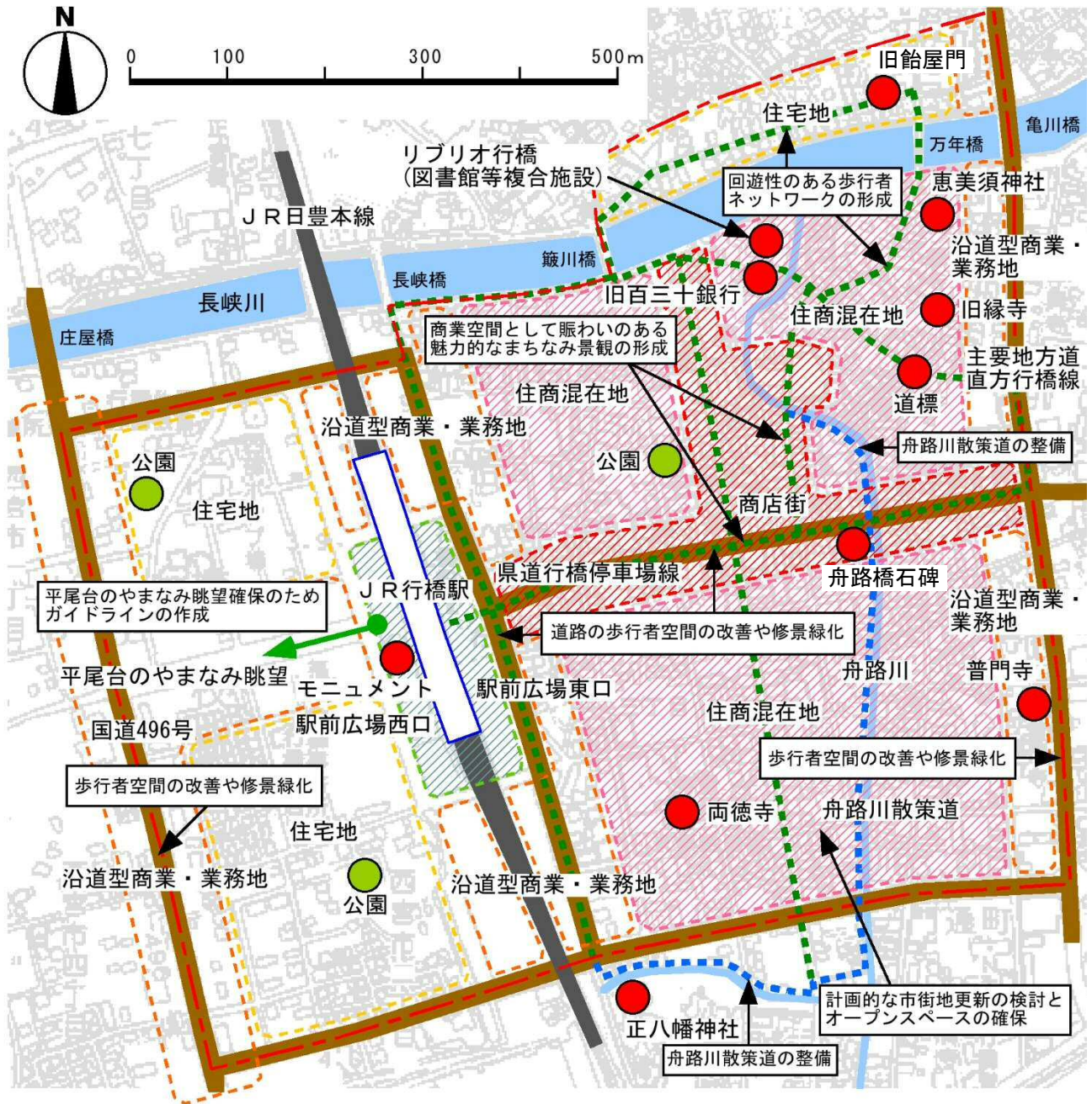


行橋駅交差点



ハミング通り

■景観形成方針図



③地区内の行為の制限

◇地区内の良好な景観形成を図るため、以下に示す行為の制限を定めます。

〈建築物及び工作物の建築・建設等〉

◇建築物及び工作物の建築・建設等に関する届出対象範囲は次頁に示すものとし、対象となる建築物及び工作物は、良好なまちなみ景観を阻害せず、周辺の景観との調和を考慮したもので、次頁に示す景観形成基準の方針に沿ったものとしします。

■建築物及び工作物の建築・建設等の届出対象範囲と景観形成基準（参考）

項目		内容
届出対象範囲		○中心市街地地区全域を対象とし、地区の景観特性に沿った良好な景観や商業・業務機能を主体とする中心市街地を再生するため、景観法第16条第7項各号に規定する通常の管理行為、軽易な行為その他の行為を除く全ての行為。
景観形成基準	基本的事項	○本市の玄関口となる行橋駅前広場等の視点場から遠景の平尾台の山々や丘陵地などの眺望を損なわないものとする。 ○周辺と調和する建築意匠を取り入れた形状・素材・工法・色彩とする。
	建築物及び工作物の配置・形状及び意匠	○建築物や工作物の巨大感や威圧感を和らげるため、デザインに曲線を用いることや勾配屋根を設けるなど、景観に与える威圧感の軽減に努める。また、大規模な連続した壁面は避け、分節化を行い周囲の景観に配慮したスケールのものように努める。 ○舟路川沿いなど、既に良好なまちなみ景観が形成されつつある地区は、まちなみとの調和や連続性に配慮した配置及び形状とするように努める。 ○駅前通り商店街の1階部分や駅西側の広場・主要道路等については、まちなみのゆとりや開放感及び連続性、眺望性を高めるため、セットバック等の形態に配慮する。
	素材・色彩	○建築物や工作物の材料は、周囲のまちなみとの素材感の調和を図るとともに、景観的特長の増進に資する素材を用いる。 ○基調となる色は彩度の低いものとし、彩度の高い色彩の使用は避け、周囲の景観及びまちなみとの調和に配慮する。やむを得ず彩度の高い色彩を使用する場合は、アクセントカラー程度にとどめるように努める。
	外構	○敷地内のオープンスペースの確保に努め、樹木や花等による緑化に努める。 ○塀などを設ける場合は、まちなみ景観の向上に資するように配慮する。また、赤煉瓦塀や生垣など本市のまちなみを意識した素材を使用するように努める。 ○駐車場は、樹木や花等の緑化による修景を図る。

〈特定照明〉

◇特定照明に関する届出対象範囲は以下に示すものとし、都市の賑わいを演出するものの、光害など地区の夜間景観への影響力が大きいいため、以下に示す景観形成基準の方針に沿ったものとします。

■特定照明の届出対象範囲と景観形成基準（参考）

項目		内容
届出対象範囲		○中心市街地地区全域において届出対象となる建築物及び工作物に対して行われる特定照明の新設・増設・移転及び色彩等の照明方式の変更。
景観形成基準	特定照明	○景観に楽しさや快適さを与えるなど良好な夜間景観の形成を図るため、地域の夜間景観を損なう過度の明るさや色彩の照明を用いない。 ○快適な夜間景観の創出を図るため、安全性・安心感の低下、エネルギーの浪費、不必要なまぶしさなど、特定照明による光害を防止する。 ○照らす範囲を効率よく照射して上方へ漏れる光を抑え、光害の防止に努める。 ○特定照明以外の目的でサーチライト、レーザー等の投光器の使用を規制・誘導する。

## (2) 今井・元永歴史のまちなみ景観地区

### ①景観特性と課題

◇ここでは、沿道の多くの和風住宅や管理された住宅の庭が地区の歴史性を残し、今井祇園行事が執り行われている「今井・元永歴史のまちなみ景観地区」の景観特性と課題を整理し、以下に掲げます。

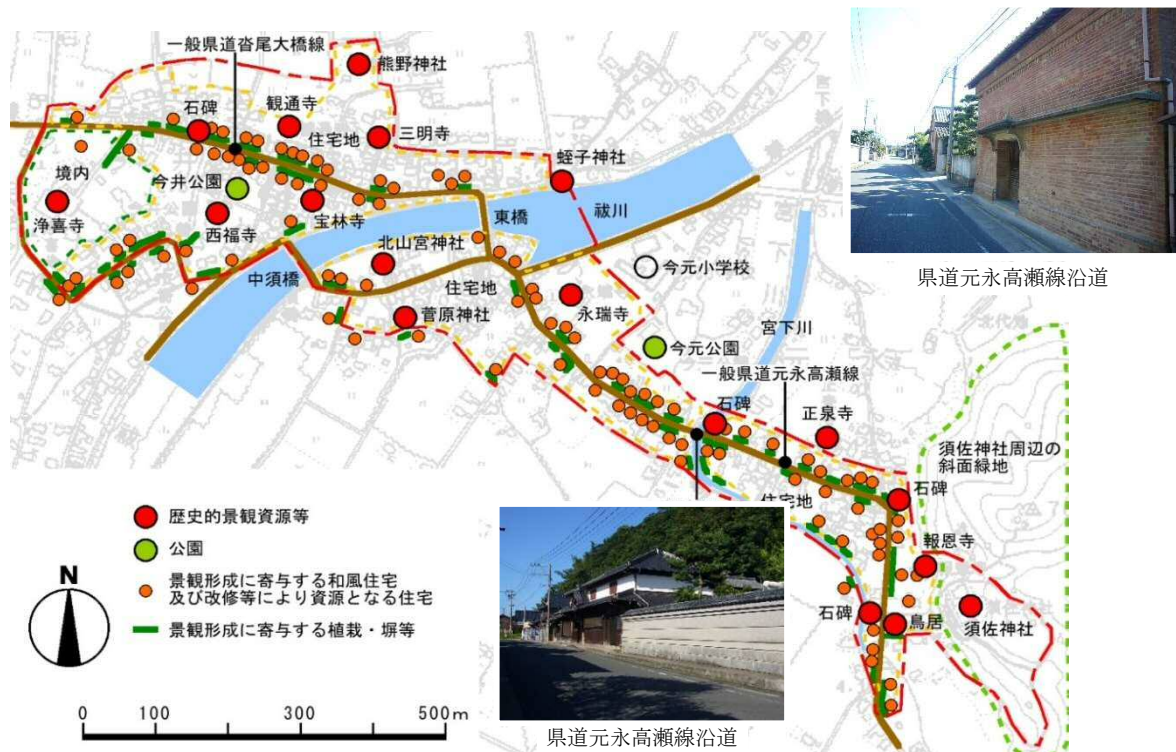
#### ■景観特性

- 今元地区の今井～元永にかけての県道沓尾大橋線沿道は、落ち着きのある多くの和風住宅や赤煉瓦造りの建物が軒を連ねています。また、沿道に接する住宅の庭は、煉瓦塀や板塀、生垣等が施され、よく管理された庭木とともに、歴史性や美観性を感じる小京都の風情を漂わせています。
- 地区内は、概ね住宅を中心とした集落地にあり、北側は田園風景が広がっています。
- 地区の沿道には、境内に巨木が繁る浄喜寺や丘陵地の斜面緑地の自然林に囲まれた須佐神社など、数多くの寺、神社、石碑などの歴史的景観資源が存在しています。
- 地区内の祇川河口の今井から元永地区周辺を舞台として、福岡県指定無形民俗文化財である「今井祇園行事」（今井祇園祭）が執り行われており、本市の夏の風物詩であり、魅力的な景観の一つとなっています。
- 道路の表面は、アスファルト舗装となっており、電柱や架線が景観を阻害しています。

#### ■景観形成の課題

- 歴史的建造物や和風住宅等を景観資源とした落ち着きのある歴史のまちなみ景観の形成。
- 歴史的景観資源の保全・活用。
- 地域の歴史と人々の営みを今日に伝える重要な祭礼行事の継承と文化的景観の保全。
- 電柱や架線、未利用地の管理不足（雑草の繁茂等）などの景観阻害要因の排除。

#### ■景観特性図



## ②景観形成の方針

◇本地区は、今後も

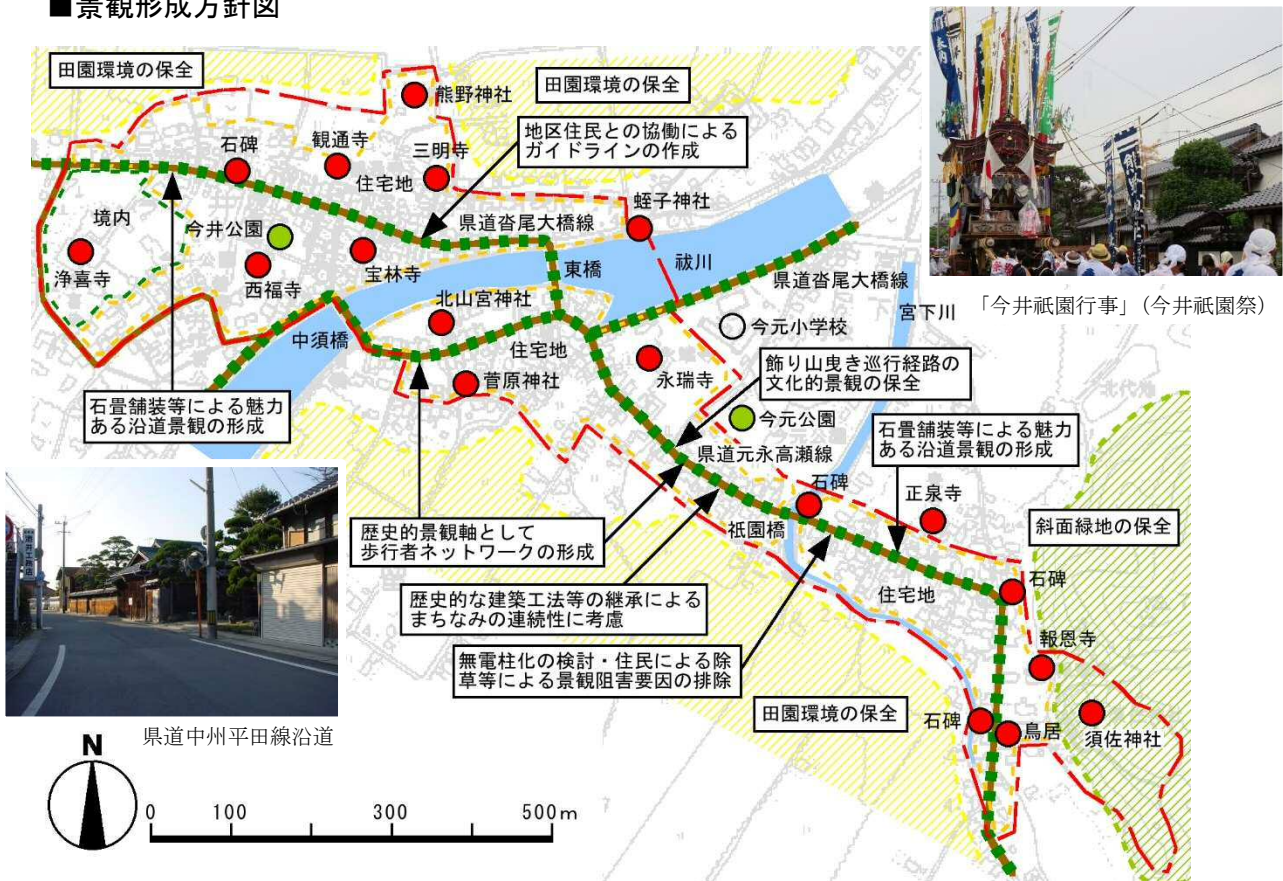
### 「地区内住民の生活の中から醸し出される歴史性と趣のある 落ち着いたまちなみ景観の形成」

を目指すこととします。

#### ■景観形成の方針

- 歴史的景観資源の保全を図るとともに、活用へ向けてこれらを回遊する歴史的景観軸として歩行者ネットワークの形成を図ります。
- 歴史的景観軸の基盤となる県道沓尾大橋線及び元永高瀬線は、メインストリートとして石畳舗装や統一感のある街灯、サイン等の設置により、魅力ある沿道景観の形成に努めるとともに、無電柱化の検討や住民による除草等により景観阻害要因を排除します。また、豊前地方最大の飾り山曳きの巡行経路については、色鮮やかな幟や胴幕で飾られた飾り山の雰囲気とあわせるとともに、巡行に影響を及ぼさないよう建物の外観や位置・規模に配慮します。
- 建物や塀・生垣の更新又は改修については、地区として長い年月の間培ってきた建築工法や意匠・形態を継承するとともに、まちなみの連続性を考慮したものとします。
- 地区内建物のセットバックや階数など、建物の位置・高さ・軒線・形態等の規制を定めるガイドラインを地区住民との協働で作成し、歴史的・文化的まちなみ景観の形成に努めます。
- 地区周辺の田園や須佐神社周辺の斜面緑地等は、まちなみ景観の背景として保全する。

#### ■景観形成方針図



③地区内の行為の制限

◇地区内の良好な景観形成を図るため、以下に示す行為の制限を定めます。

〈建築物及び工作物の建築・建設等〉

◇建築物及び工作物の建築・建設等に関する届出対象範囲は以下に示すものとし、対象となる建築物及び工作物は、良好なまちなみ景観や自然景観を阻害せず、周辺の景観との調和を考慮したもので、以下の景観形成基準の方針に沿ったものとしします。

■建築物及び工作物の建築・建設等の届出対象範囲と景観形成基準（参考）

項目		内容
届出対象範囲		○今井・元永歴史的まちなみ景観地区全域を対象とし、地区の景観特性に沿った良好な景観を形成するため、景観法第16条第7項各号に規定する通常の管理行為、軽易な行為その他の行為を除く全ての行為。
景観形成基準	基本的事項	○周辺や祭りの雰囲気と調和する歴史性と趣のある建築意匠を取り入れた形状・素材・工法・色彩とし、歴史的・文化的景観の形成に努める。
	建築物及び工作物の配置・形状及び意匠	○屋根は勾配屋根とし、軒先を揃えるなど、周囲の建物と調和し連続性のある景観に配慮したものとする。 ○地区内で既に良好なまちなみ景観が形成されつつある所は、既存のまちなみとの調和や連続性に配慮した配置及び形状とする。 ○まちなみのゆとりや開放感及び連続性、眺望性を高めるため、セットバック等の形態に配慮する。
	素材・色彩	○建築物や工作物の材料は、周囲のまちなみとの素材感の調和を図るとともに、景観的特長の増進に資する自然素材を活用することに配慮する。 ○基調となる色は彩度の低いものとし、彩度の高い色彩の使用は避け、周囲の景観及びまちなみとの調和に配慮する。特に、山曳きの巡行経路の沿道では、色鮮やかな幟や胴幕が映えるよう、周辺の色に配慮する。
	外構	○敷地内のオープンスペースの確保に努め、樹木や花等による緑化に努める。 ○塀などを設ける場合は、赤煉瓦塀や生垣など本市のまちなみを意識した素材を使用するとともに、駐車場は、樹木や花等の緑化による修景を図る。 ○通りから見える屋外設備機器等については、修景として木製格子や緑化等で遮へいするなど、周辺のまちなみとの調和を図る。

### 〈屋外における物品の堆積〉

◇屋外における物品の堆積に関する届出対象範囲は以下に示すものとし、対象となる屋外における物品の堆積は、自然景観やまちなみ景観に大きく影響するため、以下に示す景観形成基準の方針（参考）に沿ったものとします。

#### ■屋外における物品の堆積の届出対象範囲と景観形成基準（参考）

項 目		内 容
届出対象範囲		○敷地内の堆積面積の合計が 10 m <sup>2</sup> 以上のもの、又は堆積の高さが 1.5m を超えるもの。
景観形成基準	屋外における物品の堆積	○道路その他の公共の場から直接見えない位置に集積又は貯蔵し、物品の周囲には空間を確保し、塀等を設置するとともに、その前面には植栽を行うなどの修景措置を講じるものとする。



### (3) 行橋海岸地区

#### ①景観特性と課題

◇ここでは、雄大な周防灘に面した菟島エリアから沓尾・長井エリア、稲童エリアまでの海岸域を「行橋海岸地区」として、景観特性と課題を整理し、以下に掲げます。

#### ■景観特性

- 菟島エリアは、その昔は島であったため海に囲まれており、北九州空港へ続く連絡橋も見渡せるなど、周防灘への眺望が開ける絶景スポットとなっています。
- 菟島漁港周辺の集落地は、地元の海の幸を堪能できるとともに、港に向かう路地など、漁村集落の面影を残しています。また、菟島山を後背とする緑に抱かれた菟島神社があります。
- 菟島海水浴場は遠浅で、春は潮干狩り、夏は海水浴や磯遊びが楽しめ、海岸の端には海に突き出た形の社寺林と砂浜の鳥居が調和する菅原神社があります。
- 行橋総合公園は、広い敷地にサッカーコートなど多様なスポーツ施設やオートキャンプ場が整備され、スポーツ・レクリエーション活動の中心施設であり、園内は緑も豊かで良好な景観を形成しています。
- 沓尾・長井エリアは、松山神社や修復された守田菟洲旧居、鯨塚、禊の場である姥が懐などの歴史的・文化的資源が点在しています。
- 海岸には、連絡橋からの眺望が美しい島式の沓尾漁港や遠浅の浜を活かしたビーチスポーツのイベントが開催される長井浜海水浴場、階段状の護岸が続き潮干狩り（マテ貝ほり）ができる長井海岸があります。
- 稲童エリアは、古墳の墳丘が残り発掘調査された出土品が豊富な稲童古墳群や航空自衛隊築城基地、アサリの潮干狩りができる稲童海岸があります。
- 航空自衛隊築城基地のすぐ近くにある松原展望台広場は、基地の滑走路が一望でき、芝生広場はきれいに整備されています。

#### ■景観特性図



#### ■景観形成の課題

- 遠浅で穏やかな周防灘の自然環境の保全。
- 菟島山や菅原神社社寺林、沓尾の山など、景観資源の背景となる海岸に近い緑の保全。
- 地域に存在する漁村集落、歴史的資源、海岸などの景観資源の保全と活用。

## ②景観形成の方針

◇本地区は、

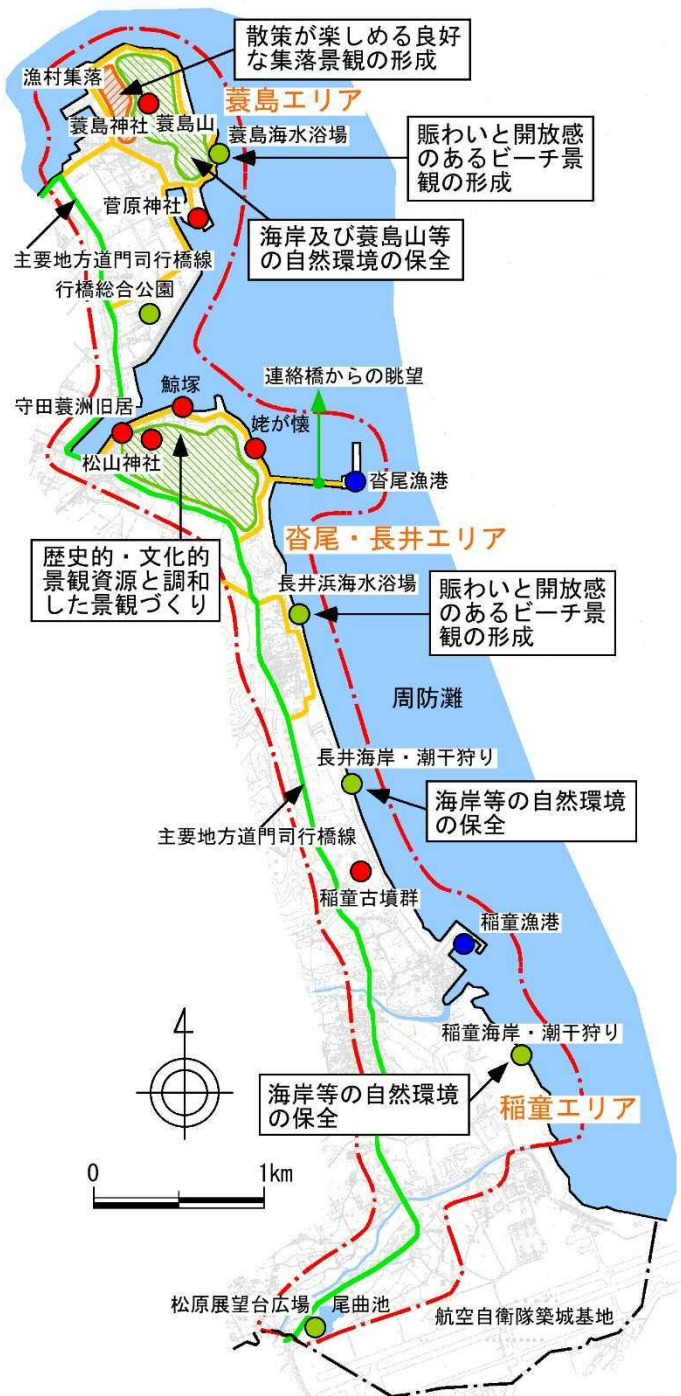
「朝陽を浴び、海辺や山の自然と一体となった体験型観光拠点  
にふさわしい魅力的で良好な海辺の風景づくり」

を目指すこととします。

### ■景観形成の方針

- 地区の資源である周防灘海岸を自然環境として保全するとともに、適切な維持・管理による美しい海岸景観を形成します。また、蓼島山などの海岸域の緑を保全します。
- 歴史的・文化的景観資源の周辺では、これらと調和した景観づくりに努めます。
- 蓼島エリアの漁村集落においては、散策を楽しむことができる良好な集落景観の形成に努めます。
- 各海水浴場等では、周防灘の眺望を活かした人が集まり賑わいと解放感あるビーチ景観の形成に努めます。

### ■景観形成方針図



③地区内の行為の制限

◇地区内の良好な景観形成を図るため、以下に示す行為の制限を定めます。

〈建築物及び工作物の建築・建設等〉

◇建築物及び工作物の建築・建設等に関する届出対象範囲は以下に示すものとし、対象となる建築物及び工作物は、良好な海岸域の景観を阻害せず、周辺の景観との調和を考慮したもので、以下に示す景観形成基準の方針に沿ったものとします。

■建築物及び工作物の建築・建設等の届出対象範囲と景観形成基準（参考）

項目		内容
届出対象範囲		○方針図に示すように、行橋海岸地区全域を対象とし、地区の景観特性に沿った良好な景観を形成するため、景観法第16条第7項各号に規定する通常管理行為、軽易な行為その他の行為を除く全ての行為。
景観形成基準	基本的事項	○観光・交流拠点の実現に向け、それぞれのエリアの景観特性にふさわしい解放感あるビーチ景観や歴史性と趣のある歴史的・文化的景観の形成に努める。
	建築物及び工作物の配置・形状及び意匠	○建築物による圧迫感を軽減し、まちなみのゆとりや開放感及び連続性、眺望性を高めるため、セットバック等の形態に配慮した形状とする。
	素材・色彩	○賑わいと解放感があるビーチ周辺では、基調となる色は海の青さが映える色相を用い、アクセントカラーも含め彩度がやや高いものも許容する。 ○歴史的・文化的景観の形成を目指すエリアでは、彩度の高い色彩の使用は避け、周囲の景観及びまちなみとの調和に配慮する。
	外構	○敷地内のオープンスペースの確保に努め、樹木や花等による緑化に努める。 ○塀などを設ける場合は、赤煉瓦塀や生垣など本市のまちなみを意識した素材を使用するとともに、駐車場は、樹木や花等の緑化による修景を図る。

〈屋外における物品の堆積〉

◇屋外における物品の堆積に関する届出対象範囲は以下に示すものとし、対象となる屋外における物品の堆積は、良好な海岸域の景観に大きく影響するため、以下に示す景観形成基準の方針（参考）に沿ったものとします。

■屋外における物品の堆積の届出対象範囲と景観形成基準（参考）

項目		内容
届出対象範囲		○敷地内の堆積面積の合計が 10 m <sup>2</sup> 以上のもの、又は堆積の高さが 1.5 mを超えるもの。
景観形成基準	屋外における物品の堆積	○道路その他の公共の場から直接見えない位置に集積又は貯蔵し、物品の周囲には空間を確保し、塀等を設置するとともに、その前面には植栽を行うなどの修景措置を講じるものとする。